

防人1第1726号
45. 8. 7
改正 防人1第734号
46. 4. 3
改正 人1第71号
13. 1. 6
改正 防人1第2484号
18. 3. 27
改正 防人1第7554号
18. 7. 31
改正 防人計第354号
19. 1. 9
改正 防人計第4888号
19. 8. 31
改正 防人計第9093号
21. 7. 29
改正 防人服第7876号
26. 5. 30
改正 防人服第11137号
26. 7. 24
改正 防人服第(防)第198号
令和3年6月25日

各 幕 僚 長 殿

防 衛 大 臣

栄誉礼等及び礼砲の実施要綱について（通達）

標記について別冊のとおり定める。

なお、「自衛艦の礼砲の実施（長発人事第28号。30. 3. 23）」、「国賓等に対する栄誉礼、儀じょう及び礼範の実施要綱（次発人事第89号。32. 8. 31）」、「公式訪日の外国陸軍大臣又は国防大臣に対する栄誉礼（防衛庁発人事第2号。33. 1. 8）」、「自衛艦の礼砲の実施（防衛庁発人事第12号。33. 1. 9）」及び「防衛庁舎前等における特別儀じょう、通常儀じょう及び栄誉礼の実施（長発人1第156号。38. 10. 24）」は、廃止する。

栄誉礼等及び礼砲の実施要綱

第1 国賓等に対する栄誉礼等及び礼砲の実施

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第15条の2及び国賓等に対し自衛隊が栄誉礼、儀じょう及び礼砲を行うことに関する件（昭和32年8月27日閣議了解）の実施にあたっては、次によるものとする。

- 1 外国の元首、首相その他の要人が、国賓又はこれに準ずる賓客として公式に日本国を訪問する場合であって国際儀礼上必要があるときは、自衛隊は、外務大臣の要請により、当該要人の到着時及び離去時、東京国際空港等において、栄誉礼等（栄誉礼及び儀じょうをいう。以下同じ。）及び礼砲の全部又は一部を行なうものとする。
- 2 儀じょうは、特別儀じょうとし、受礼者に対する儀じょう隊の敬礼は、着剣捧げ銃の敬礼とする。ただし、特別儀じょうによることが困難な場合は、通常儀じょうによるものとし、陸上自衛隊において編成する通常儀じょう隊1個中隊による。
- 3 前項ただし書の場合においては、儀じょう隊は着剣し、受礼者に対する儀じょう隊の敬礼は、着剣捧げ銃の敬礼とする。
- 4 礼砲は、礼砲数について、元首、大統領及び皇族に対して21発、首相、副大統領及びその他の国賓に対して19発とするほか、この要綱第4第1項の定めるところに準じて実施するものとする。
- 5 栄誉礼等及び礼砲は、前各項に定めるところによるほか、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号。以下「礼式訓令」という。）及びこの要綱第4の定めるところに準じて実施するものとする。

(参 考)

国賓等に対し自衛隊が栄誉礼、儀じょう及び礼砲を行うことに関する件

(昭和32.8.27閣議了解)

- 1 外国の元首、首相その他の要人（以下「外国の要人」という。）が国賓又はこれに準ずる賓客として公式に日本国を訪問する場合であって国際儀礼上必要があるときは、防衛大臣は、外務大臣の要請により、当該要人の到着時及び離去時、東京国際空港等において自衛隊をして栄誉礼、儀じょう及び礼砲の全部又は一部を行わせるものとする。
- 2 外国の要人に対する栄誉礼及び儀じょうは昭和32年9月1日から、礼砲は昭和33年4月1日から実施するものとする。
- 3 防衛大臣は、防衛省が公式に招待する外国の高官に対して国際儀礼上必要があると認める場合においては、自衛隊をして栄誉礼、儀じょう及び礼砲（礼砲は、昭和33年4月1日からとする。）の全部又は1部を行わせるものとする。

第2 防衛省市ヶ谷庁舎における栄誉礼等の実施

1 次の各号に掲げる場合には、栄誉礼及び特別儀じょうを実施するものとし、この場合、受礼者に対する儀じょう隊の敬礼は、着剣捧げ銃の敬礼とする。

ただし、第2号の場合においては、儀じょう隊の巡閲及び離去する際の栄誉礼は行なわない。

(1) 次に掲げる外国の高官が防衛大臣を公式に訪問する場合

ア 国防大臣、陸軍大臣、海軍大臣、空軍大臣及びこれらと同様の職務にある者

イ 国防次官、陸軍次官、海軍次官、空軍次官及びこれらと同様の職務にある者

ウ 統合参謀本部議長、陸軍参謀総長、海軍作戦部長、海兵隊総司令官、空軍参謀総長、宇宙軍作戦部長及びこれらと同様の職務にある者

エ アメリカ合衆国のインド太平洋軍その他の統合軍の司令官

オ 離着任時に公式訪問する在日アメリカ合衆国軍司令官

カ その他防衛大臣が特に必要と認める者

(2) 内閣総理大臣又は防衛大臣が、自衛隊記念日の記念行事として行う観閲式の観閲官となる場合及び内閣総理大臣が追悼式に参列する場合

(3) 防衛大臣が着任し又は離任する場合

(4) その他防衛大臣が特に必要と認める場合

2 次の各号に定める場合には、栄誉礼及び通常儀じょうを実施するものとする。

(1) 次に掲げる外国の高官が、防衛大臣又は防衛副大臣等（防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）を公式に訪問する場合

ア アメリカ合衆国の太平洋陸軍司令官、太平洋艦隊司令官、太平洋空軍司令官及び太平洋海兵隊司令官

イ 離着任時に公式訪問するアメリカ合衆国の第8軍司令官及び第7艦隊司令官並びに在日アメリカ合衆国陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官及び海兵隊司令官

ウ その他の友好国の高官で、ア及びイに掲げる者と同様の職務にある者

エ 防衛副大臣等が公式に招待した外国の賓客のうち防衛副大臣等が特に必要と認める者

(2) 防衛副大臣等が着任し又は離任する場合

(3) その他防衛大臣が特に必要と認めた場合

3 通常儀じょう隊は、受礼者の所属に応じ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員をもって編成する。ただし、受礼者が、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官及び統合幕僚長並びに外国の統合軍に所属する者である場合には、陸上自衛隊の隊員をもって編成する。

4 実施する場所は、次のとおりとする。

(1) 栄誉礼及び特別儀じょうは、第1項第2号の場合当該式場で実施するほか、A棟正面玄関前儀じょう広場において実施するのとする。ただし、A棟正面玄関前儀じょう広場において実施することが受礼者の訪問行事に不都合がある場合は、受礼者に最も都合のよい場所において実施することとする。

(2) 栄誉礼及び通常儀じょうは、受礼者の訪問行事に最も都合のよい場所において実施するものとする。

5 第1項第1号又は第2項第1号の規定により栄誉礼等を実施する場合には、当該栄誉礼等に立会する者又はその指名する者が、別紙様式により、人事教育局サービス管理官あて、事前に通知するものとする。

第3 部隊等における栄誉礼等の実施

1 外国の将官が自衛隊の部隊、学校、補給処及び補給統制処（以下「部隊等」という。）を公式に訪問し、又は視察する場合で、部隊等の長が特に必要と認めるときは、栄誉礼及び通常儀じょうを実施するものとする。

2 前項の規定により栄誉礼等を実施する場合には、部隊等の長又はその指名する者が、別紙様式により、人事教育局サービス管理官あて、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長を経由して、事前に通知するものとする。

第4 礼砲の実施

礼砲の実施は、次によるものとする。

1 外国の賓客に対する礼砲

(1) 防衛大臣が公式に招待した外国の賓客（以下「外国の賓客」という。）に対する礼砲は、外国の賓客が日本国に到着し及び離去するときに、東京国際空港等の適当な場所で、次号によって定める礼砲数を3秒ないし5秒間隔で発射して行うものとする。

(2) 礼砲数は、次に掲げるものの区分に応ずる礼砲数を基準として、国際慣行を尊重し、その都度定めることとする。

ア 国旗、元首 2 1 発

イ 首相その他の国賓 1 9 発

ウ 閣僚、陸海空軍大将 1 7 発

エ 陸海空軍中将 1 5 発

オ 陸海空軍少将 13発

カ 陸海空軍准将 11発

(3) 外国の賓客に対する礼砲は、陸上自衛隊の特科連隊において、礼砲中隊を編成し、実施するものとする。

2 外国の軍艦に対する礼砲及び自衛艦の礼砲

(1) わが国を訪問する友好国の軍艦について、当該国政府から正規の外交機関を通じて礼砲実施の申入れがあった場合は、東京を訪問するときは観音崎礼砲台において、その他の海上幕僚長の指定する地を訪問するときは海上幕僚長の指定する場所において、海上幕僚長の定める実施要領にしたがって、礼砲を実施するものとする。

(2) 自衛艦が外国を訪問する際における礼砲の実施については、「教育訓練等のため海外に派遣する海上自衛隊及び隊員の遵守すべき事項について（防教育第2202号。41.5.30）及び「教育訓練等のため海外に派遣する自衛艦を公式に訪問する外国の元首等に対する礼砲等の実施について（防人教第1250号。45.6.15）」の定めるところによる。

3 礼砲は、昼間（日出から日没までの間をいう。）においてのみ行うものとする。

人事教育局服務管理官 殿

通知者 ・

栄誉礼及び〇〇儀じょうの実施について（通知）

標記について、栄誉礼等及び礼砲の実施要綱（防人1第1726号。45.8.7）に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 受礼者の資格
- 2 訪問日程の概要
- 3 根拠及び必要性
- 4 実施の日時
- 5 実施する場所
- 6 参列者
 - （1） 受礼者側
 - （2） 立会者側
- 7 その他